ヒロポンを追放しましょう！

近年全国的に酪農振興事業が国県並市町村共に計画を樹立推進しつつありますが昨年四月の乳価の最高価格を界に以後下落し昨年末の価格は一升四十二円（全国平均）となつたのであります。これには色々と酪農家乳加工業者並指導機関に於いて各々理由があるのですが現在の乳価が一昨年春頃の酪農ブームに入る前の価格である事を考へた時に酪農家が其の経営如何により其の経営の適否が決するのではないかと思はれる其処に酪農振興計画樹立のねらいも異なるのであります。

富士市は二十九年度より農林省指定の「集約酪農地区」に県知事の申請により「富士集約酪農地区」に郡下富士宮市、吉原市、大淵村、鷹岡町以北全村と庵原郡松野、内房両村と共に地区内になつた事はすでに皆さんも承知の事と存じます。この「集約酪農地区」の指定地になりますと農林省は勿論、

富士市酪農経営の振興について

県に於いて特別措置指導を得る事が出来るのでありまして政府の「酪農振興法」の第一条の目的には「この法律は酪農の合理的な発展の条件を整備するため集約酪農地区の制度及び生乳等の取引の公正を図るための措置を定めることによつて酪農振興の基盤を確立し、もつて酪農の急速な普及発達及び農業経営の安定に資することを目的とする」とあるのです。

其処で富士市の二十九年度の酪農振興計画は県より乳牛導入頭数を二十三頭の認承を得まして現在まで二十頭の導入を完了する予定であります。この二十三頭の導入資金は国より低利資金（期間五ケ年で年四分三厘）が一頭に付五万二千五百円あるので導入農家は非常に有利でありますから三十年度も二十頭の導入計画を致しまして県に申請してありますので農家の皆さんも現在の農業経営よりして自分の家の農業形態を考へて如何にして今後の農業経営を樹立して行くかとお思ひになる時きつと酪農が考へられると思います。

では富士市の酪農振興は何処から考へられるか皆さんと共に研究して見たいと思います。

1 農林省指定の「集約酪農地区」に指定を得て特別措置指導を得る事が出来る
2 富士農業協同組合に於て酪農部を設置し市乳加工処理を実施しているので一般乳価が下落しても心配なく乳価が安定している
3 富士市の今後は商工産業都市としての大富士市の実現可能大であり市乳の拡大は容易であるとき現在の農協の市乳原乳が不足している
4 大富士市の発展と共に農業経営反別は縮少するとき農業形態は自然と集約農業へ転換しなければならない
5 集約農業経営は土地の利用度を高めるので地力の増進を図り一面「土地を持たざる農業」を考へなければならない
6 水田農業経営は裏作利用による蔬菜残薬等を加へ、自給飼料の生産が容易であること
7 機械化農業の発展による畜力利用の減少により乳牛の役畜化が出来る
8 主要食糧の増産と蔬菜園芸の発展の両輪の運転は今後酪農家が運転しなければならない
9 農家経済の確立は農家の食生活改善と又は国民保健向上は酪農であること
10 農家家族全員が農業労働の何れかに従事出来る様にすること

等と研究課題は数あるので各々自家農業経営樹立の面で安定した農家経済の確立が出来ます様に心掛けたいと思います。

三十年度の富士市酪農振興計画は以上の諸点よりしてぜひ共確立したいと思いますから皆さんで御相談がありましたら市役所農産課並に市内各三農業協同組合にお出掛け頂けましたら幸と存じお待ち致しております。

恐ろしい！ヒロポン！身を亡ぼし家を亡ぼし国を亡ぼそうとするヒロポン！

ヒロポンを密造し、密売する計画的意図の根源には、巨萬の利益をねらう意志の外に、これで日本を滅亡や革命に導こうとする意志が、かくれていると聞いた。恐るべきことだ。

このヒロポン患者は日本にどんどんふえている。男にも女にもある。恐ろしい！　恐ろしい！

家族から、又友だちから、一人もヒロポン患者を出さないように、皆で気を付けていこう。それには、各人がヒロポンの恐ろしさを十分によく知つて、誘惑があつても迷わされないこと、好奇心でうつてみるようなことは決してしないこと、夜業や試験勉強などに、ねむけさましだといつて使用したりしないこと、常に家人や友だちに注意して、若し使用しているらしいと気が付いたら早く止めさせること、相当進んだものは、親切にいたわりながら厳重に監視して、もう大丈夫とゆうまで怠らないことなどが大切である。

ヒロポンは密造や密売は勿論のこと、使用しても又持つているだけでも罪になる。

こんど「富士地区覚せい剤麻薬濫用撲滅対策協議会」とゆう会が富士市、吉原市、富士宮市及富士郡十三カ町村によつて結成されて、警察署と連けいを保ち、ヒロポンぼくめつに乗り出すことになつた。近い将来に、この地区にはヒロポンや麻薬が全く無くなることだろう。

密造者、密売者は勿論のこと、使用した者、持つている者は悉く検挙されてしまう。当人、家庭、近隣、国家を不幸から救うために

消防出初式

ヒロポンは、使用し始めるとなか〳〵やめられない。仲間の不良がやめさせないのと、自分のからだが要求してがまんができなくなるのとで、よほど意志が強いものか或は早く気が付いて使用を停止するかでないとやめることが困難だといわれている。

使用していると、だん〳〵量や回数が増してきて、買う金にこまり、家財を持ち出してこれを売り或は盗みやその他の悪いことをしてヒロポン代をかせぎ、又は莫大な借金を作つてしまう。そうして自分は苦しみ、仕事が出来なくなり、色々の錯覚を起して恐怖におびえる。果ては人殺しをもする。

二十九年を回顧して

昭和二十九年を回顧して一言御挨拶を申上げます。昭和二十九年三月三十一日富士市政施行と共に、富士市福祉事務所も設置致され四万市民の福祉更生の業務を担当し爾来福祉三法（生活保護法、児童福祉法身体障害者福祉法）の適正なる実施を民生委員協力の下に行ひ、明るい住みよい富士市の発展を希ひつゝ、尚社会福祉協議会と表裏一体となり五月には日本赤十字社員の整備拡充を図り、十月には「赤い羽根共同募金」を致しまして市民の熱情溢るる御支援と御協力の下に予期以上の成果を挙げ恵まれざる市民の福祉は元より県下各地の施設の運営整備に使用せられて居りますことは、感謝に堪えない所であります。十二月には「明るい越年運動」を実施致しました処市民各位の心からなる御協力により左記の通りの御贈与に預り恵まれざる環境の下に生活を続けて居らるる方々に夫々民生委員を通じて温い市民の誠心を御贈り致しまして明るいお正月を迎えることが出来まして今更乍らこれ等の方々も感激致して居る次第であります。

同情物資、現金九万四千三百九十五円、衣類千余点、反物四反半、米一石五斗その他石けん等、この配分は、現金を生活保護者一四〇世帯、要保護者四二世帯、老人ホーム二四名、市外施設収容者八名に尚残金は社会福祉協議会の才入と致し今後の生活困窮者の救助費として使途致します。衣類、米等は夫々世帯の人員に応じて配分致しました。又戦歿者遺族及未引揚者留守家族等の援護慰籍に対しまして出来得る限りの努力を致して居ります。現在遺族の公務扶助料の裁定も其の大半が決定受領致して居りまして昭和三十年の三月末日迄には未裁定者も全部裁定されることと存じます。傷病者其の他恩給受給権のある方々にも時折其の手続をする様指示致して居りまして一人の洩れもないと思ひますが、万一申請未済の方は至急其の手続をする様御願ひ申し上げます。

昭和三十年の新春を迎えると共に愈々市民各位の御協力と御支援を得て明るい住みよい富士市の建設に邁進を誓う次第であります。

富士市の人口

（12月31日現在）

総人口	41.197人	世帯数	7449
男	20.511人		
女	20.686人		

住民登録は左図のように利用されるのですから転居及び異動は十四日以内に届出を

住民登録制度を中心とした市町村行政事務図表

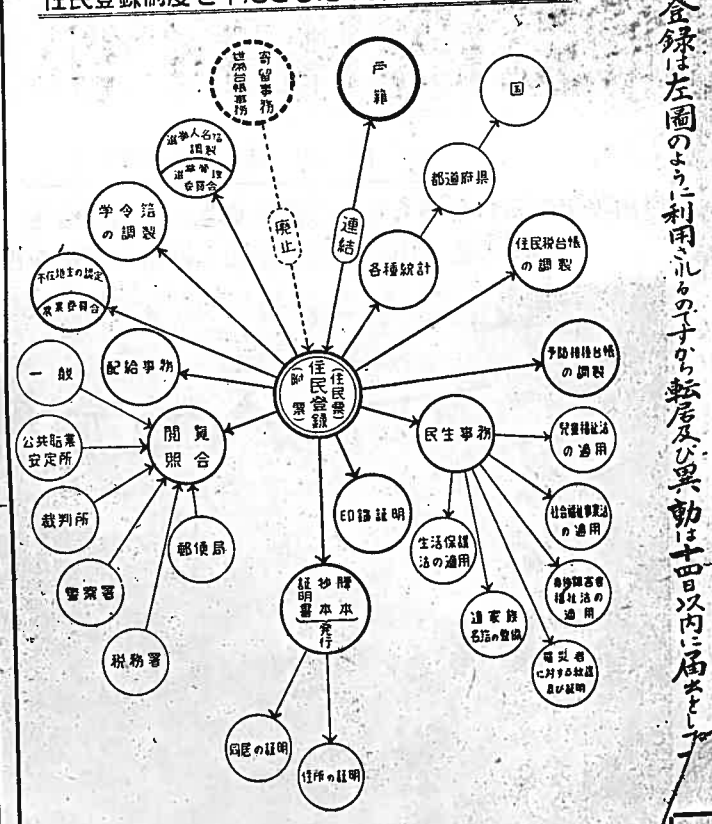

政治はだれのもの

むかし王様のものであつた。殿様のものであつた。私たちには縁遠いおかみのものしかし今は、私たちみんなのもの総理大臣のものでも、代議士や市会議員のものでもない。政治は私たちのものである。

政治はどこにある

むかしは遠いみやこにあつた。宮殿の奥にあつた。厳しい権力に守られてあつた。台所にも、道路にも、毎日の生活が政治である。生活をたのしく、明るく、生き甲斐のある様にするのが政治である。

納期一覧

納め月	市税		国税		県税	
4月	固定資産税	1期				
5月	自転車荷車税	全期				
6月	県市民税	1期	所得税	1期	自転車税	1期
7月	固定資産税	2期			事業税	1期
8月	県市民税	2期				
9月					自転車税	2期
10月	県市民税	3期			事業税	2期
11月			所得税	2期		
12月	固定資産税	3期	（12月25日限り）			
1月	県市民税	4期				
2月	県市民税	4期				
3月	固定資産税	4期	所得税	3期	（15日限り）	

編集後記

明けましておめでとうございます。新年号が相も変らずおくれまして申訳ありません、皆さんの「広報ふじ」新年号を御愛読下さい。

御気付の点はどうぞどし〳〵おしかり下さい。皆さんの声を御待ちいたします。